# Japan Mile Stone

## ~~独立行政法人宇宙航空研究開発機構の発足間近か~~

我が国の宇宙開発3機関、宇宙開発事業団、航空宇宙技術研究所、宇宙科学研究所、が統合されることが2001年8月に決定されたことはすでに報告した(1). 統合のための法律である独立行政法人宇宙航空研究開発機構法が昨年暮れに成立し、2003年10月1日に独立行政法人宇宙航空研究開発機構として統合して再出発することになった. 新機関の概要を文献(2)より紹介する.

## ● 法人の名称

▶ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(なお,英文名称はJAXA: Japan Aerospace Exploration Agencyと決定された.)

## ● 法人の目的

- ▶以下の業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行う
  - ⇒ 大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究
  - ◆ 宇宙科学技術に関する基礎研究
  - ◇ 宇宙に関する基盤的研究開発
  - ◆ 人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用
  - ◇ 関連する業務
- ▶以下の業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ること
  - ◇ 航空科学技術に関する基礎研究
  - ◇ 航空に関する基盤的研究開発
  - ◇ 関連する業務

#### ● 事務所

▶ 主たる事務所を東京都に置く.

### ● 役員

▶ 理事長1名, 副理事長1名, 理事7名以内, 監事2名を置く.

- 役員及び職員の秘密保持義務
  - ▶ 役員及び職員に秘密保持義務を課すこととする.
- 業務の範囲(主な業務)
  - ▶ 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究
  - ▶ 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発
  - ▶ 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(人工衛星等)の開発等
  - ▶ 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用等
  - ▶ 成果普及
  - > 施設及び設備の供用
  - > 研究者及び技術者の養成、資質の向上

- ▶ 大学における教育への協力
- 人工衛星等の打上げ基準
  - ▶機構は、人工衛星等の打上げを行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
- 宇宙開発に関する長期的な計画
  - ▶主務大臣は、中期目標を定め、又は変更する場合には、宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。
- 学術研究の特性への配慮
  - ▶ 文部科学大臣は、中期目標を定め、又は変更する場合には、研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮をしなければならない。
- 人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結
  - ▶機構に対し、人工衛星の打上げに際し、他人に生じた損害を賠償するため、 主務大臣が定める金額を担保することができる保険契約の締結を義務づけ るとともに、機構は、主務大臣の認可を受けて打上げ委託者との間で損害 賠償責任に関する特約を結ぶことができることとする。
- 主務大臣の要求
  - ▶主務大臣は、条約その他の国際約束の誠実な履行を担保するために、必要があると認めるときは、機構に対し必要な措置を求めることができる。
- 国家公務員共済組合法の適用の特例
  - ▶機構の役員及び職員には、国家公務員共済組合法を適用しない、ただし、現在国家公務員共済組合法の適用を受けている者については、所要の経過措置を規定する。
- 法人設立の日
  - ▶ 2003年10月1日
- その他
  - ▶ 独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止
  - ▶独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止並びに宇宙 科学研究所の統合に関する経過措置等について所要の規定を整備するとと もに、関係法律について所要の改正の実施。

なお,独立行政法人としての中期目標,中期計画については現在策定中である.

### 文献

- (1)"宇宙3機関統合準備会議報告書まとまる", Topics from Within, Space Japan Review, No. 22, April/May 2002.
- (2) 第2回宇宙3機関・産業界等宇宙開発利用推進会議資料2-1-1, 2003年6月2日.

(IT)